

承継届出書

年 月 日

吹田市長宛

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ばい煙発生施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 水銀排出施設
- 特定施設
- 有害物質貯蔵指定施設
- 届出施設
- 届出工場等

に係る届出者の地位を承継したので、

- 大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)
- 水質汚濁防止法第11条第3項
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項
- 騒音規制法第11条第3項
- 振動規制法第11条第3項
- ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第58条第3項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第92条第3項 (騒音 振動)

の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな 工場又は事業場 工場等 } 名称	(電話番号)	※整理番号		
	(郵便番号)	※受理年月日	府	年 月 日
市町村			年 月 日	
工場又は事業場 工場等 } 所在地		※施設番号 工場番号等		
施設の種類の		※備考 (収受印等)	(大阪府)	
施設の設置場所	別紙のとおり			
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名(法人にあつては、名称)		(市町村)	
	住所			
承継の原因				

参考事項 (被承継者が届出した内容を記載すること)

被承継工場又は事業場の名称	
---------------	--

- 備考
- 1 水質関係(条例対象)については、施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 3 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した届出施設を明示すること。
 - 4 大気関係については、裏面にも記載すること。
 - 5 騒音・振動関係については、工場等の所在地欄に用途地域を記載すること。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

		施設の種類	規 模	施 設 番 号	
承継した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙			
		特定粉じん			
		一般粉じん			
		揮発性有機化合物			
		水銀等			
	ダイオキシン類 対策特別措置法				
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん		
			有害物質		
		揮発性有機化合物			
		特定粉じん			
		一般粉じん			